

専門委員会規程（案）

（専門委員会）

第1条 一般社団法人北海道パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）は、定款第30条に基づき、本協会の事業の達成と円滑な運営を図るために、次の専門委員会を置く。

- （1）技術委員会
- （2）組織広報委員会
- （3）アスリート委員会
- （4）生徒学生育成委員会
- （5）大会進行委員会
- （6）大会運営委員会

（所掌事項）

第2条 各専門委員会は、次の通り所掌事項を分掌する。

（1）技術委員会

- ア JPA 競技規則に基づく審判及び技術に関すること
- イ アンチドーピングに関すること
- ウ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- エ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・大会参加選手グループ分け
 - ・大会エントリー作成
 - ・審判協力員の手配及び配置表作成
 - ・審判協力員及び補助員の大会時対応
 - ・検量及びコスチュームチェックの大会時対応
 - ・北海道記録管理
 - ・アンチドーピングの普及啓発活動

（2）組織広報委員会

- ア 全国大会及び主管外大会に関すること
- イ LIVE 配信、SNS 配信等の広報活動に関すること
- ウ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- エ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・札幌市民大会協力対応
 - ・北海道東北ブロック大会協力対応
 - ・国民スポーツ大会に関する対応
 - ・LIVE 配信、SNS 配信等を活用した情報発信及び管理

（3）アスリート委員会

- ア 本協会に登録する選手の意見を取りまとめること
- イ 選手育成に関すること
- ウ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- エ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・選手からの情報を社員、役員、専門委員会へ共有を図る

(4) 生徒学生育成

- ア 中学高校の生徒、大学等の学生生徒に対する競技活動の支援に関すること
- イ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- ウ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・北海道学生連盟との情報連携
 - ・北海道学生大会の公認審判員手配等対応
 - ・中学高校生選手への対応

(5) 大会進行

- ア 大会進行運営に関すること
- イ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- ウ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・大会進行及びシステム運営管理
 - ・補助員運営協力員手配及び配置表作成
 - ・進行全般に係る運営協力員手配及び配置表作成
 - ・LIVE 配信運営協力員手配及び配置表作成
 - ・褒賞及び表彰手配等対応
 - ・表彰式対応

(6) 大会運営

- ア 大会会場整備運営に関すること
- イ その他、目的を達成するために必要な業務に関すること
- ウ 具体的な事項は次のとおり（例示列举）
 - ・大会会場開催形式計画立案整備

(組織)

第3条 各専門委員会は、委員長 1 名及び副委員長 2 名以内、その他数名の委員（以下、総称して「委員長等」という。）で構成される。

- 2 委員長等の選任及び解任は、本協会定款第30条に基づき、社員総会の決議による。
- 3 委員長等の任期は、選任された日から、その後に、理事が改選される定時総会時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員長等が任期途中で交代した場合、又は委員を任期途中で追加選任する場合、その後任委員長等の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。
- 5 委員長等は、選任時においてその年齢が満75歳未満（以下「制限年齢」という。）でなければならない。任期中に満75歳を迎えた委員長等は、当該任期が満了する日を以って定年とする。
- 6 第2項に基づく委員長の選任に際しては、委員長候補者に関する略歴書と理事の推薦状が社員総会に提出されなければならない。ただし、理事が委員長に選任される場合は、この限りでない。略歴書等の書式は別途定める。
- 7 第2項に基づく委員の選任に際しては、委員候補者に関する略歴書と委員長の推薦状が社員総会に提出されなければならない。略歴書等の書式は別途定める。
- 8 本協会の理事は、専門委員会の活動の管理及び推進を図るために、いずれかの専門委員会を担当するものとし、それぞれの担当は、社員総会の決議による。担当する理事の任期は、第3項及び第4項に定める委員長等の任期と同様とし、複数の専門委員会を担当することを妨げない。

9 本協会の理事が委員長等を兼任している場合において、当該理事が辞任したとき又は解任処分を受けたときは、第2項の規定にかかわらず、当該委員長等は、当該理事の辞任届が受理された日を以って辞任したものとし、又は当該理事の解任処分の日を以って解任されたものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を選任することができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。専門委員会に副委員長がない場合には、あらかじめ各専門委員会で定めた順序又は各専門委員会の合議により、他の委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員長は、必要に応じて、委員を招集して、各専門委員会を開催する。

(部会)

第6条 専門委員会は、必要に応じて、専門委員会の職務範囲内において、社員総会の決議による承認を得て、個別課題を担当する部会を置くことができる。

2 各部会の部会長には、委員長又は副委員長が就任し、各委員は、いずれかの部会に属する。

(理事等の出席)

第7条 専門委員会は、定款又はこの規程に基づく事業の運営等について必要があると認めるときは、委員長等以外の理事又は学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 社員は、必要に応じて各専門委員会の会合に出席し、意見を述べるることができる。

(決議)

第8条 専門委員会及び専門委員会が必要に応じて設置した部会の議事は、出席（Web会議、テレビ会議、電話会議その他の出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）した委員の過半数で決する。ただし、各専門委員会の規程に決議方法について別段の定めがあるときは、その定めに従う。

(社員総会への報告)

第9条 専門委員会は、社員総会の求めに応じて、随時その業務について社員総会に報告し、承認を得るとともに、社員総会の指示に従わなければならない。

(専門委員会の独自性と制約)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営上必要な事項は、各専門委員会において別に定めることができる。ただし、その内容につき、社員総会の決議による承認を得なければならない。

2 専門委員会の委員長、委員及び各専門委員会の活動に協力する者は、その職務上知り得た個人情報その他の情報及び社員総会で機密事項として指定された情報を、社員総会の承諾なしに、本協会の役員・職員以外の第三者に対して提供又は開示してはならない。ただし、情報の開示について規程類で別段の定めがある場合は、この限りでない。

(新規委員会の設置、解散等)

第11条 新たに専門委員会を設置する場合は、社員総会の決議を要する。

2 専門委員会の名称を変更する場合は、社員総会の決議を要する。

3 専門委員会を解散又は併合する場合は、当該専門委員会において審議した上で、社員総会の承認を得なければならない。

(協議事項)

第 1 2 条 この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、社員総会にて協議の上、解決を図るものとする。

（規程の改廃）

第 1 3 条 この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

1 この規程は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会の設立登記の日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する